

# 大人になる君たちへ

～消費者被害に遭わないために～



# 18歳から大人の仲間入り？



## 2022年4月1日から 成年年齢が18歳に！

2022年4月からは、18歳になれば、親の同意がなくても、クレジットカードを作れたり、スマホの契約も、自分ひとりですることができます。他にも、例えば、自動車をローンで購入することや、ひとり暮らしのためにマンションを借りることもできます。これらは、18歳から、自分ひとりで「契約」ができるということです。社会経験の少ない若者を狙ってマルチ商法や詐欺まがいの取引を持ちかける悪質業者にとって、18歳、19歳は格好のターゲットです。ひとりの大人として賢い買い物や後悔のない契約ができるように、多くの情報から正しいものを選び取る目を持つことが求められます。

### 今までの18歳の場合

★自分ひとりで、有効な契約をすることができない。



↓  
親の同意が必要

★もし、親の同意なしに、不利な契約をしてしまっても…



↓  
「未成年取消権」

契約を取り消すことができます。

### これからの18歳の場合

★自分ひとりで、有効な契約をすることができる。



↑  
契約をすると、  
契約上の義務が生じます。

社会経験の少ない18歳は悪質業者のターゲット！

# 「契約」するということ

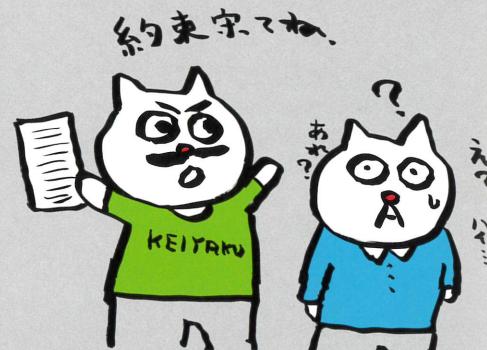
「契約」という言葉だけを聞くと、日々の生活とはあまり関わりがないように感じるかもしれません。でも実は生活するうえで必要な些細なことも、「契約」によって行われています。

## 1. 契約で成り立つ社会



日ごろの買い物や自動販売機の利用、ファストフード店での飲食や、スマホへの音楽ダウンロードなども実は、「契約」を通して行われています。商品やサービスを売り買ったり買ったりすることで、生活の便利さや豊かさを実現していく社会は、いわば「契約」で成り立っている社会といえます。

## 2. 「契約」とは

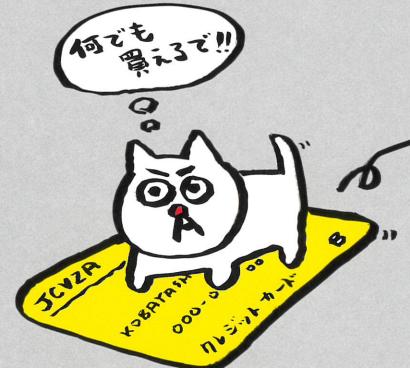


「契約」は、申込み（例、「買います」）に対して、承諾（例、「売ります」）と意思表示によって成立します。「契約」が成立すると、契約上の義務が生じます。

## 「契約」をやめたい時は…

「親に黙って契約をしたため怒られた」「外で勧誘されて、無理やり契約させられた」「事業者にだまされた」など、「契約」を取り消したい状況に陥ることも。そんな時のために法律では、契約をやめる権利が定められています。①未成年取消権 ②クーリング・オフ ③消費者契約法に基づく不実告知による取り消し、などがあります。契約をしてしまっても「おかしい」と感じたらお金の支払いをする前に消費者ホットライン188に相談することが大切です。（泣き寝入りしないこと！）

## 3. 契約の自由とリスク



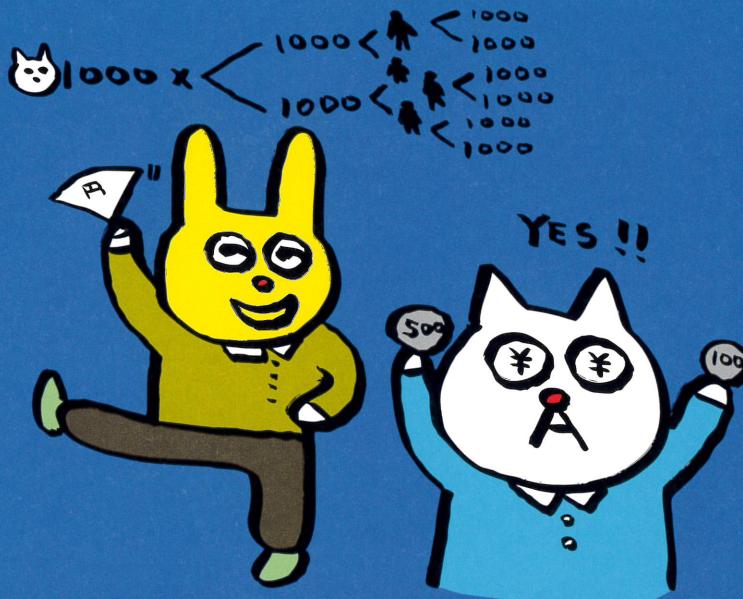
安易に契約をしてしまうと、思わずリスクを背負うことになったり、悪質な事業者に騙されて不利な契約を結んでしまうこともあります。クレジットカードは、現金を持たずに買い物ができる大変便利。しかしこれは、借金をしていることと同じです。また、現金がないため、ついつい使いすぎてしまうこともあります。

契約あなどったらあかん!



# こんな契約には気をつけて

## 事例1 「いい儲け話があるよ」は、ない (マルチ商法・ネットワークビジネスのケース)

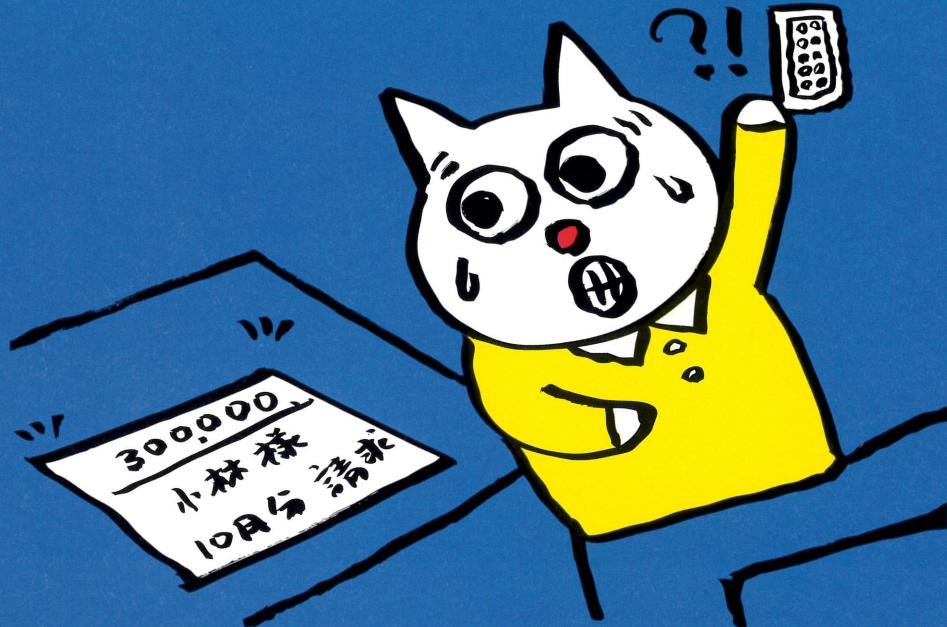


友人や先輩からのおいしい話には耳を傾けないで!

友人から説明会に誘われたAくん。 “成功者”と称する若者の話を聞くうちに、自分でも簡単に稼げそうな気になった。このビジネスに参加するには、まず会員登録をして販売する商品一式を20万円で買わなければならない。「自分で試してみないと、人には勧められないからね」と説得されて、Aくんはクレジットカードの分割払いを利用して商品を購入。

この商品を販売する人を大勢勧誘して会員になってもらい、商品を売ってもらうことで利益の一部がAくんに戻る仕組みだ。Aくんは知り合いを勧誘はじめたが、「怪しい」と誰も相手にしてくれず、それどころか友人たちはAくんと距離を置き始め、毎月の支払いと商品だけが残ってしまった。さて、Aくんはどうしたらいいのだろう?

## 事例2 有料サイト利用料の架空請求



ある日突然、【重要なお知らせ】というタイトルでスマホにメールが届いた。以前登録した情報サイトの無料お試し期間内の退会手続きが確認できていないので、30万円の違約金を請求するという。しかしBくんには、このサイトにアクセスした覚えがなかった。退会手続きの連絡

先や支払い期日が書かれていたので、心配になって返信メールをしたところ、その後、違う発信元から同様の請求メールが頻繁に届くようになってしまった。さて、Bくんはどうしたらよかったのだろう? そして、これからどうしたらいいのだろう?

\* 契約には至っていないものの、継続して発生している事例です。

消費者契約のトラブルにあったときは…

# 消費者ホットライン 「188」に相談しよう

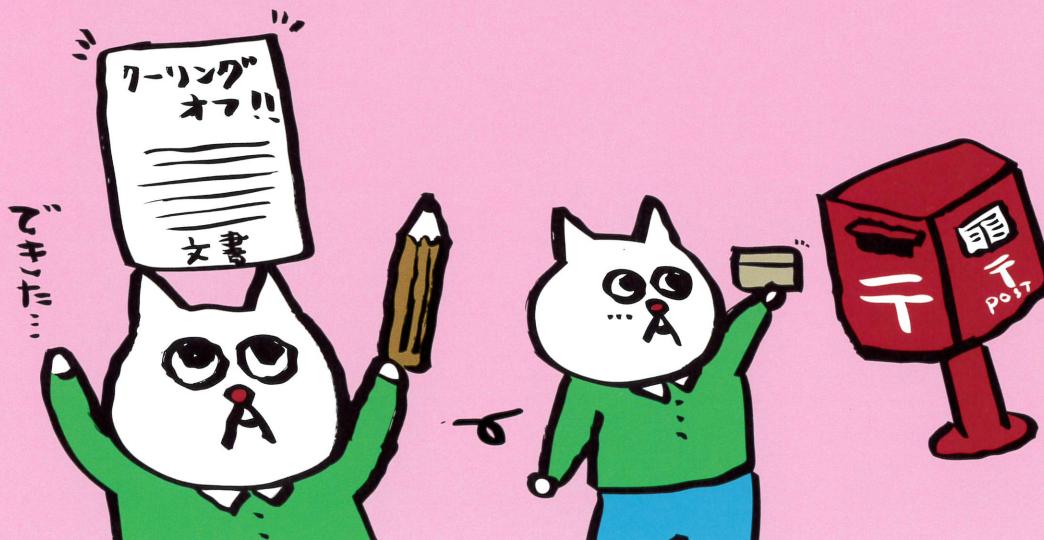
「無理やり契約させられてしまった…」「断り切れずに契約してしまった…」など、契約をやめたい時、どうすればよいでしょうか。もし、まだお金を支払っていないのであれば、一旦、お金の支払いをしないでおきましょう。その契約がクーリング・オフできる場合、クーリング・オフをしましょう。とはいっても、クーリング・オフできるかどうかを判断することは、とても、難しいことです。

その契約が、クーリング・オフできない場合であっても、諦めることはできません。

契約をしてしまった状況によって、クーリング・オフ以外にも、消費者契約法などの法律によって契約を解除、取り消すことができる場合があります。困った時は、消費者ホットライン「188」に電話をかけ、相談してみましょう。

## 事例 1

消費者ホットライン「188」へ電話し相談したAくん。相談員の方から、クーリング・オフ通知書を作り、郵送するようアドバイスを受けました。通知書の書き方とも、相談員の方にアドバイスをもらい、通知書を発送することができました。

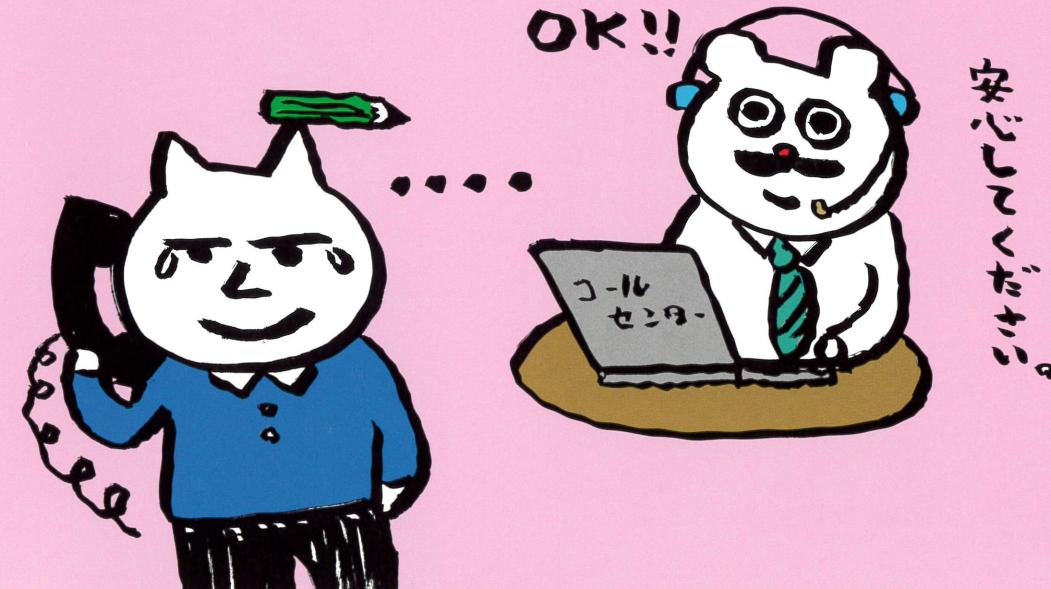


## クーリング・オフを活用しよう!

クーリング・オフ制度は、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、契約を解除できる制度です。クーリング・オフができる期間内に通知します。クーリング・オフは、必ず書面で行います。（契約を解除する旨の文書を作り、郵送します。）文書のコピーや送付した記録を残しておきましょう。不意打ち的な取引の例：訪問販売（キャッチセールスやアポイントメントセールスも含みます。）、電話勧誘販売、マルチ商法、学習塾、語学教室やエステなどの契約、内職商法やモニター商法、訪問購入などです。

## 事例 2

次々とくる請求メールに不安を感じていたBくんは、消費者ホットライン「188」へ電話し相談しました。相談員の方から、これは「架空請求」と教えてももらいました。架空請求のメールが届かないように、スマホの設定を変更しておくようアドバイスを受けました。



# 消費者団体訴訟制度 を知ってほしい！



内閣総理大臣によって認定された消費者団体が、「不当な勧誘」、「不当な契約条項」、「不当な表示」などの事業者の不当な行為の差止や消費者に代わって被害の回復を行います。

## 1 差止請求と被害回復の2つの制度 2

「消費者団体訴訟制度」には、2つの制度があります。

### 制度1. 差止請求

適格消費者団体が、事業者の不当な行為に対して、不特定多数の消費者の利益を擁護するために、やめるよう求めることができる制度です。

### 差止請求の対象

事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法等に違反する不当な行為を行っている、又は、行うおそれがあるときが対象となります。

例えば

- ・嘘を言うなどの不当な勧誘
- ・契約後のキャンセルは一切できないなどと記載された契約条項
- ・実際より優れた内容であるかのような不当な表示

※ひょうご消費者ネットは差止請求だけを行う団体です。

### 制度2. 被害回復

多数の消費者に共通して、生じた財産的被害について、適格消費者団体の中から内閣総理大臣が新たに認定した特定適格消費者団体が、訴訟を通じて集団的な被害の回復を求めることができる制度です。

### 差止請求の流れ



もし消費者被害に遭ったとしても  
あきらめない！  
泣き寝入りしない！



もし消費者被害に遭っても、決して自分が悪かったと思い、解決することをあきらめないでほしいのです。誰でも消費者被害に遭う可能性があるのです。相手は勧誘のプロです。元気のない時や不安な気持ちを狙ってきます。

消費者被害に遭った時、ひとりで抱え込まないでほしいのです。解決をあきらめないでほしいのです。まずは消費者ホットライン「188」に電話をかけ相談してみましょう。一緒に解決の方法を探してみましょう。そして、ひょうご消費者ネットにも消費者被害の情報を提供してみましょう。

相談します…



★消費生活に関するお困りごとは、「消費者ホットライン」188に相談を。お住まいの近くの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

※年末年始(12月29日～1月3日)を除き、土日祝日も対応

★契約したけど納得できない、不当な契約だと思ったら、「ひょうご消費者ネット」に情報提供してください。

HPから投稿・FAX・TEL等でご連絡してください。

TEL: 078-361-7201

FAX: 078-361-7205

<http://hyogo-c-net.com>

### 消費生活相談員資格に対応した通信講座のご紹介

内容: レジュメ・CD・資料・論文添削1回

啓発活動の一環として企画しています。

お申込み・お問い合わせは: ひょうご消費者ネット事務局まで

### ひょうご消費者ネット 入会のご案内

ひょうご消費者ネットの会員になって、消費者被害の未然防止と拡大防止等の活動を支援しませんか。会員になれば、消費者問題関連の情報、各種シンポジウム・セミナーの案内などを送らせていただきます。

個人正会員 入会金一口: 2,000円・年会費一口: 3,000円

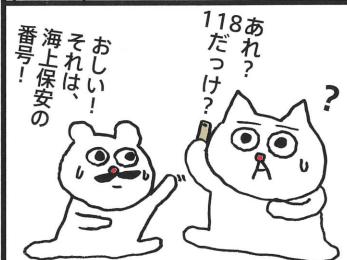
団体正会員 入会金一口: 3,000円・年会費一口: 10,000円

賛助会員(個人) 年会費一口: 2,000円

※何口でもお申し込み頂けます。

### 相談するしかないで

監修: 吉江直記 絵: 飯川雄大



編集発行: 適格消費者団体 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット <http://hyogo-c-net.com>

事務局: 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-11 兵庫県母子会館2階C

平日13:00～17:00まで受付 TEL: 078-361-7201 FAX: 078-361-7205

編集補佐: 小島知世 イラスト: 飯川雄大「猫の小林さんと仲間たち」 2018年9月発行